

## 国内経済要録

### ◇昭和45年度第3次財政投融资計画の追加

政府は1月29日の資金運用審議会の決議に基づき、45年度第3次財政投融资追加として、地方公共団体および日本開発銀行、日本住宅公団等4政府機関に対し総額589億円の追加を決定(2月2日閣議了承)した。この結果、本年度財政投融资計画の追加額は合計2,141億円(前年度1,310億円)となり、その規模は下記のとおり3兆7,940億円(前年度比+18.3%)となった。

		(前年度)
当初計画	35,799億円	(30,770億円)
追加	2,141 〃	( 1,310 〃 )
うち第1次	1,030 〃	( 885 〃 )
第2次	522 〃	( 425 〃 )
第3次	589 〃	( — )
合計	37,940 〃	(32,080 〃 )

### ◇昭和46年度の地方財政計画について

政府は、2月9日の閣議において、昭和46年度地方財政計画を了承した。その概要次のとおり。

- (1) 計画規模は、9兆7,172億円と前年度を19.6%上回り36年度以来最高の伸び。
- (2) 歳入面では、地方税は前年度比+20.2%とほぼ前年度(+20.5%)並みの高い伸びを示しているが、内容的には道府県税が景気の鎮静化による法人関係諸税の伸び悩みを主因に伸び率鈍化(+17.8%、前年度+21.0%)の一方、市町村税は個人所得税の好伸等から前年度比+23.1%(前年度+19.9%)と40年度以来最高の伸びとなっている。このほか、地方譲与税は自動車重量税の新設もあって前年度比+22.9%、地方交付税は+20.9%と見込まれ、この結果、地方公共団体の一般財源は前年度比+20.5%の増加となり、歳入総額に占める割合は64.2%と前年度(63.7%)よりやや上昇。

一方、国庫支出金は、国の公共事業関係費の増額もあって前年度比17.9%増と41年度以来の高い伸びを示し、地方債も公営住宅建設事業債の増額や産業廃棄物処理事業債の新設などを中心に前年度比23.1%増。

- (3) 歳出面では、給与関係経費(前年度比+18.5%)、公営企業支出金(同+18.8%)等は前年度の伸び(各+14.8%、+17.4%)を上回ったほか、投資的経費も、国の公共事業関係費の増額に伴う国庫補助事業費の増加から

前年度を20.4%上回るなど各項目軒並み増額。もっとも、投資的経費のうち、地方単独事業費は給与関係費の増加のしわ寄せもあって伸び率はやや鈍化。なお、歳出のうち、国庫支出金を伴う国の拘束的経費の割合は40.2%と依然高水準(前年度40.6%)。

### 昭和46年度地方財政計画

(単位・億円)

項 目	46年度 計 画	45年度計画比		45年度の 対前年度 比増加率	
		増加額	増加率	%	%
歳 入	地方税	40,550	6,802	20.2	20.5
	地方譲与税	1,348	251	22.9	20.3
	地方交付税	20,464	3,539	20.9	21.8
	国庫支出金	23,935	3,641	17.9	14.8
	地方債	4,471	839	23.1	25.4
	その他とも 計	97,172	15,939	19.6	18.9
歳 出	給与関係 経費	29,900	4,675	18.5	14.8
	一般行政費	21,143	3,463	19.6	18.1
	公債費	3,648	557	18.0	21.0
	投資的経費	36,613	6,210	20.4	23.9
	直轄事業 負担金	1,411	275	24.2	31.6
	国庫補助 負担金を 伴うもの	18,868	2,955	18.6	18.3
	国庫補助 負担金を 伴わない もの	16,334	2,980	22.3	30.7
	公営企業 支出金	1,602	254	18.8	17.4
	その他とも 計	97,172	15,939	19.6	18.9

### ◇政府の年度末中小企業金融対策

政府は2月26日、年度末中小企業金融対策を次のとおり決定するとともに、民間金融機関に対しても中小企業向け貸出に格別の配慮を払うよう要請した。

- (1) 政府関係3中小企業金融機関の本年度下期枠を次のとおり拡大。

	枠増加額 (改訂後貸出枠)
国民金融公庫	60億円 ( 2,899億円)
中小企業金融公庫	10 〃 ( 2,364 〃 )
商工組合中央金庫	125 〃 ( 1,206 〃 )
計	195 〃 ( 6,469 〃 )

- (2) 中小公庫の代理貸中、運転資金の貸付限度額については、現行の一般貸付限度額(10百万円)に10百万円を上乗せし倍増(適用期間3月以降6ヵ月間)。

- (3) 中小企業信用保険公庫の本年度下期事業計画を400億円拡大。

#### ◇相互銀行の配当規制の緩和

大蔵省では、相互銀行についても46年9月期以降銀行と同様配当規制の緩和を実施することとし、各相互銀行に通達した。その概要次のとおり。

- (1) 年10%以内の配当を自由に行ないうる。  
 (2) 経営内容の優良な先については、配当率年15%、配当性向40%の範囲内で、次の算式によって算出される比率を最高限度として配当率を適宜決定することができる。

$$15\% \times \frac{\text{当期自己資本比率}}{\text{標準自己資本比率}} \times \frac{\text{標準経費率}}{\text{経費率}} + \text{資本金利益率} \times \frac{20}{1,000}$$

- (3) 増資の結果、配当率の最高限度が増資直前の実行配当率を下回った場合は、4期(2年)に限り増資前の配当率を維持できる。  
 (4) 創立10周年および25周年ならびにそれらの倍数年に該当する決算期にあつては、本来の配当に加え年2%の範囲内で記念配当ができる。

#### ◇米ドル建輸入ユーザンス金利の改訂

本邦主要外国為替公認銀行では、ニューヨーク市場における一流銀行引受手形割引率の引下げに伴い、米ドル建輸入ユーザンス金利(3か月、4か月ものとも)の最高限度を次のとおり改訂した。

	信用状つき	信用状なし
改訂前	7.125%	7.375%
2月8日以降	7.0%	7.25%
12日	6.875%	7.125%
15日	6.75%	7.0%
26日	6.625%	6.875%
27日	6.5%	6.75%

#### ◇米ドル建現地貸金利の改訂

本邦主要外国為替公認銀行では、最近における米国短期金利の低下傾向にかんがみ、米ドル建現地貸金利を次のとおり改訂した。

	改訂前	2月19日以降
一般	7.625%以上	7.375%以上
優遇	7.375	7.125